

登録団体概要書

(令和6年 2月作成)

(ふりがな) 団 体 名	エヌピーオーホウジンカワヒガシコウクコミュニティキョウギカイ NPO 法人川東校区コミュニティ協議会			
代表者職・氏名	会長 土居讓治			
主たる事務所の 所 在 地	〒761-1706 香川県高松市香川町川東上 1865-13			
連 絡 先 等	電 話	087-879-4215	F A X	087-879-4215
	e - mail	center@kawahigashi.net		
	ホームページ	https://www.kawahigashi.net/		
法人設立年月	平成31年2月	正会員数	140 人	
活 動 目 的 (定款に記載された目的)	川東校区及び周辺の市民に対して、地域活動への参画及び市民相互の情報の共有並びに 協働を推進しながら、川東校区における市民共通の課題解決のために自主的、主体的に地域活動を行い、住みよい地域社会の構築に寄与することを目的とする。			
主たる活動分野	保健・医療・福祉／社会教育／まちづくり／学術・文化・芸術・スポーツ／環境の保全／災害救援／地域安全／子どもの健全育成 等			
活 動 状 況	主な活動	住民自治（市民参画社会）のまちづくりの啓発、健康で安全安心のまちづくり、にぎわいのまちづくり、コミュニティセンターの充実、整備		
	活動地域	高松市香川町川東校区及び周辺地域		
	活動頻度	年間通じて活動		
	過去の事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ふれあい交流事業（農村歌舞伎公演鑑賞関連事業、校区運動会関連事業、文化祭関連事業）：毎年実施 ・保健委員会研修会事業：年2回実施 ・東谷ちゃらちゃんまつり、川東夏まつり事業：毎年実施 ・地区敬老会事業：毎年実施 ・防災関連事業（避難所運営訓練、校区全域震災対策訓練、安心ネットワーク安否確認訓練）：毎年実施 ・校区一斉清掃事業：年3回実施、河川清掃事業：年1回実施 		
今後の活動方針	“キラリと光る個性的なまち川東”を目指して川東校区住民がみずから自主的・主体的に、地域の共通課題の解決や地域の活性化などのまちづくり活動を行っていく。			
県民へのPR	龍桜公園などの自然や香川県無形民俗文化財である農村歌舞伎祇園座等、独特の文化の伝承地でもある川東校区において、健康で安全安心なまちづくり、にぎわいのあるまちづくりを目指し、活動しています。			

(注1) 団体登録された場合、この概要書は、寄附を検討する県民への資料として、公開されます。

(注2) 枠内に記入できない場合は、枠を広げて記入ください。A4版であれば、複数枚になっても結構です。

活動状況報告書

(令和6年2月作成)

団体名 NPO法人川東校区コミュニティ協議会

登録要件	登録要件に関する団体の活動状況等
<p>広く県民を対象とするNPO活動を行っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ふれあい交流事業（農村歌舞伎公演鑑賞関連事業） 香川町東谷地区に 200 年前から伝わる農村歌舞伎の保存伝承と公開を目的とした、香川町農村歌舞伎保存会が主催する公演事業への協力と、公演場所にて開催するバザーなどのふれあい交流事業の実施により、広く伝統文化を広め、来場される県民のふれあいの場を設けている。また、小学校との連携による文化祭開催においては、幅広い年齢層で団結し活動している。 ・東谷ちゃらちゃんまつり、川東夏まつり事業 川東・東谷地区にのこる伝統の民謡・民舞の伝承、また県民相互のふれあい交流につなげるため、毎年まつり事業を実施している。
<p>より公益性の高いNPO活動を行っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・川東小学校昼休み見守り隊活動 毎週水曜日の昼休みに地域の防犯ボランティアの仲間が、運動場で小学生が安全に遊べる様、先生に代わって見守り活動をしている。 ・保健委員会研修会事業 住民の健康の保持・増進、また地域の実情にあった健康づくりのため、毎年2回、講師を招き、誰でも参加できる研修会を開催している。 ・防災関連事業（避難所運営訓練、校区全域震災対策訓練、安心ネットワーク安否確認訓練） 川東・東谷コミュニティセンターが避難所となった場合を想定し、テーマを決めて避難所運営訓練、また校区全域を対象とした震災対策訓練、避難行動要支援者の安否を確認する安否確認訓練をそれぞれ年一回実施している。 ・校区一斉清掃事業、河川清掃事業 各自治会に協力を呼びかけ、校区全域を対象とした一斉清掃活動を年3回、香東川河川周辺を清掃対象とした河川清掃活動を年一回実施している。
<p>活発なNPO活動を継続的に行い、当該活動に発展性及び模範性があること</p>	<p>コミュニティ協議会とは、地域の個性および自主性を尊重した地域のまちづくりを行うため、高松市が自治基本条例で定めた、その地域唯一の認定団体であるが、その中でも当協議会は、活動の継続性を目的として、活動の結果責任が会長の個人責任から団体責任になるように、高松市内の地域コミュニティ団体として最も早くNPO法人化した。また、透明性の高い活動に資するため、全ての事業所及び事業を一元的かつ容易に管理できる会計システムを構築し運用している。</p> <p>当活動は地域にも深く認識され、常に新しい地域課題の解決に取り組み続けているところである。</p>

(注1)この報告書は、団体の活動内容が登録要件を満たしているかを審査するための資料として用い、また、団体登録された場合、寄附を検討する県民への資料として、公開されます。

(注2)枠内に記入できない場合は、枠を広げて記入ください。A4版であれば、複数枚になっても結構です。

(注3)活動の状況等が分かる資料等があれば添付ください。